

一般社団法人 日本薬局学会 謝金等に関する規程

- 第1条 この規程は、一般社団法人日本薬局学会（以下、本会という）の主催または共催する講習会・セミナー等の講師、シンポジスト、ファシリテーター等における各謝金等について、必要な事項を定める。
- 第2条 謝金の対象、金額、区分については、原則、別表1に定めるとおりとする。ただし、規定額の受領が不可能な場合は、所属施設等の規程によることとする。
- 2 一会合において複数の役割を担う場合は、最も高額な謝金のみを支給することとする。
- 第3条 旅費は本会旅費等に関する規程、旅費規程細則によるものとする。
- 第4条 謝金に対する源泉所得税については本会が別途負担する。
- 2 前項にかかわらず、法人として謝金を受領する場合は、別表に定める金額を支給するのみとする。
- 第5条 この規程で定められていない事項について、理事会において認めた場合は、別段の謝金を払うことができる。
- 第6条 この規程の改廃は理事会の決議をもって行う。

2025年11月26日理事会承認

別表1（講習会関係）

1. 講習会・セミナーにおける講演（源泉所得税控除後）			
会員	60分以内	20,000円、60分超	30,000円
非会員	60分以内	50,000円、90分以内	60,000円、90分超 70,000円
2. シンポジウム、パネルディスカッション等における演者			
会員	120分以内	10,000円、120分超	15,000円
非会員	120分以内	20,000円、120分超	30,000円
3. ファシリテーター（1日あたり、時間問わず）			
会員	10,000円		
非会員	15,000円		
4. 認定試験等の面接試験官（1日あたり、時間問わず）			
会員	50,000円以内		
非会員	100,000円以内		